

○東京都交通局車体利用広告デザイン審査要領

平成 12 年 3 月 1 日

11 交総第 2410 号

平成 12 年 12 月 1 日

(改正) 12 交総第 1748 号

平成 18 年 3 月 13 日

(改正) 17 交資第 1748 号

平成 28 年 3 月 25 日

(改正) 27 交資第 2486 号

(総則)

第 1 条 東京都交通局広告取扱要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、東京都交通局における車体利用広告デザインの取扱いについて必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、次に掲げる車両の車体利用広告について適用する。

- (1) 電車
- (2) 乗合自動車
- (3) 地下高速電車

(審査基準)

第 3 条 資産運用部長は、車体利用広告のデザイン審査基準を別途定めるものとする。

(デザインの承認等)

第 4 条 車体利用広告は、東京都交通局広告取扱要綱第 4 条第 1 項及び前条に定めるデザイン審査基準を遵守しなければならない。

2 車体利用広告を掲載するときは、次条に定める委員会に付議し、そのデザイン等について承認を得なければならない。

(委員会の設置)

第 5 条 車体利用広告の色彩、意匠その他のデザインが、東京都交通局広告取扱要綱第 4 条第 1 項に定める取扱基準及び第 3 条に定めるデザイン審査基準を満たしているかどうか審査するため、東京都交通局車体利用広告デザイン審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

2 委員には、学識経験者及び景観、デザイン等の専門家（以下「学識経験者等」という。）を2名含めるものとする。

(委員会の招集)

第7条 委員長は、必要の都度、委員会を招集する。

(委員の委嘱)

第8条 第5条第2項に定める学識経験者等は、交通局長が委嘱する。

(委嘱の期間)

第9条 学識経験者等の委嘱期間は2年とし、必要があればこの期間を延長することができる。

(報酬)

第10条 学識経験者等が委員会に出席した場合は、別途定める報酬を支給する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、資産運用部事業開発課において処理する。

附則（12交総第2410号）

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附則（17交資第1748号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則（27交資第2486号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

委員長	資産運用部長
委員	事業開発課長、事業開発課課長代理（広告担当）、 学識経験者等2名 自動車部車両課長（乗合自動車において） 電車部営業課長（電車及び地下高速電車において）